

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
条 例		
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
規 則		
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	19

条	例
北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第54号 北海道税条例等の一部を改正する条例 (北海道税条例の一部改正)	
第1条 北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。	
目次中「第7節 削除」を「第7節 自動車取得税 第7節の2 軽油引取税」に、第2節 軽油引	
取得税 取税」を「第1節及び第2節 削除」に改める。	
第3条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。	
(7) 自動車取得税	
(8) 軽油引取税	
第3条第2項第1号及び第2号を次のように改める。	
(1)及び(2) 削除	
第8条第1項中第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、第8号を第	

10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 自動車取得税 当該自動車に係る登録事務を所管する運輸支局の所在地
- (8) 軽油引取税 第61条第1項又は第2項の場合にあっては特約業者又は元売業者の事務所又は事業所の所在地(特約業者又は元売業者の事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあっては、札幌道税事務所の所管区域内の地)、同条第3項の場合にあっては特約業者又は元売業者の事業所の所在地、同条第4項の場合にあっては特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下「石油製品販売業者」という。)の事業所の所在地、同条第5項の場合にあっては自動車の主たる定置場の所在地、同条第6項の場合にあっては当該軽油を所有している者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地、第61条の2第1項第1号又は第2号の場合にあっては当該軽油の消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、同項第3号又は第4号の場合にあっては当該軽油に係る第61条の12第6項に規定する免税証の交付を受けた地、第61条の2第1項第5号の場合にあっては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、同項第6号の場合にあっては当該輸入をする者(関税法(昭和29年法律第61号)第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下同じ。)の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

第38条の2第1項中「公的医療機関」の次に「(以下「公的医療機関」という。)」を加える。

第44条の10の5第1項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第47条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(政令で定める自動車の付加物を含む。)をいい、同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及

び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみなす課税）

第48条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の政令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなし

て、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第49条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

- (1) 無償でされた自動車の取得
- (2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で政令で定めるもの
- (3) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得
- (4) 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第50条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の免税点）

第51条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の徴収の方法）

第52条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

（自動車取得税の申告納付）

第53条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当

該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

（自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付）

第54条 前条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第55条 自動車取得税の納税義務者は、第53条又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合（法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に北海道税収入証紙（以下この条において「証紙」という。）をはってしなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、第53条又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、証紙に代えて、当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

3 知事は、納税者が証紙をはった場合には、当該証紙をはった紙面と当該証紙の彩紋とにかけて規則で定める印で判明にこれを消さなければならない。

4 証紙の種類及び型式、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（自動車の取得者の報告義務）

第56条 自動車の取得をした者は、第53条の規定の適用がある場合を除き、同条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第57条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この条において同じ。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

6 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合にお

いて、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第5項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡担保財産をその設定の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したこと又は移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、第53条の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際、併せて当該申告書を提出しなければならない。

- (1) 納税者及び譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名、型式及び登録番号
- (3) 譲渡担保財産の設定年月日及び移転（予定）年月日
- (4) その他知事が必要と認める事項

（自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）

第58条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2 前条第6項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

3 第1項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に自動車販売業者から取得した自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び自動車販売業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録年月日及び登録番号

(4) 自動車の返還の理由及び返還年月日

(5) その他知事が必要と認める事項

（自動車取得税の減免）

第59条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を減免する。

- (1) 消防専用自動車、救急専用自動車又はレントゲン専用自動車の取得
- (2) 私立学校が取得した自動車で、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供するものの取得
- (3) 下肢若しくは体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他規則で定める障害を有する者（以下この号、第9号及び第10号並びに第63条第1項において「身体障害者」という。）が取得した自動車若しくはその者と生計を一にする者（以下この号及び第63条第1項において「生計を一にする者」という。）が身体障害者のために取得した自動車で、身体障害者が専ら運転し、若しくは生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転するものの取得又は身体障害者その他規則で定める者（以下この号及び第63条第1項において「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯の身体障害者等が取得した自動車で身体障害者を介護する者（第63条第1項において「介護者」という。）が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転するものの取得で、知事の認めるもの
- (4) 知的障害児通園施設その他これに類する施設で規則で定めるものにおいて、専ら入所者の通園の用に供する自動車の取得で知事の定めるもの
- (5) 公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。第63条第1項において同じ。）その他これに類する者で規則で定めるものが取得した救急自動車又は巡回診療若しくは保健指導の用に供する自動車の取得で知事の認めるもの
- (6) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車の取得で知事の認めるもの
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者（第63条第1項において「届出自動車教習所の設置者等」という。）が取得した自動車で、専ら教習を受ける者の教習の用に供するものの取得で知事の認めるもの（第2号に該

当するものを除く。)

- (8) 専ら心身に障害を有し、入浴が困難な者の入浴の用に供する自動車の取得で知事の認めるもの
- (9) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事の認めるもの
- (10) 構造上専ら身体障害者が運転するためのものと認められる自動車の取得で知事の認めるもの
- (11) 天災その他特別の事情がある場合において、知事が自動車取得税の減免を必要と認める自動車の取得

2 日本赤十字社が取得した自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものの取得に対しては、自動車取得税を減免する。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

3 前2項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して第53条の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。この場合において、第1項第3号の自動車の取得につき同項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の取得年月日、取得価額及び登録番号
- (4) その他知事が必要と認める事項

4 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、

同項後段の規定は、適用しない。

（自動車取得税の不足税額等の納付）

第60条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項、法第132条第5項又は法第133条第4項の規定による自動車取得税に係る更正等の通知を受けた場合においては、当該不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

第2章第7節の次に次の1節を加える。

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第61条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この条において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とす

る。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

- 4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。
- 5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、道内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この項において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。
- 6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量

を控除して得た数量）で政令で定めるところによって算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみなす課税）

第61条の2 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (3) 第61条の5に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - (4) 第61条の5に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
 - (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- （軽油引取税の補完的納税義務）

第61条の3 法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第61条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して

当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであって当該納税義務者の法第144条の2第4項に規定する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第61条の4 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第61条の9第3項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第61条の5 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第61条の12第6項の規定による免税証の交付があった場合又は第61条の19第1項の規定による知事の承認があった場合若しくは法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による他の都府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

(軽油引取税の税率)

第61条の6 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第61条の7 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第61条第3項から第6項まで又は第61条の2の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要があって知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第61条の8 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 知事は、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの第61条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに対する軽油引取税を徴収しなければならない。

4 第1項の特別徴収義務者が法第144条の7第2項又は法第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定により元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入の手続)

第61条の9 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税につき総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

2 前項の場合において、徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量は、当該引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油にあっては当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を、元売業者からの引取りに係る軽油にあっては当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除した数量とする。

3 第1項の場合において、第61条の4又は第61条の5の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の数量については、総務省令で定めるところにより、第61条の10第4項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した第61条の12第6項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第61条の10 第61条の8第1項又は第2項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

- (1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 その日前5日
- (2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指

定された場合 その日の5日後

- (3) 特別徴収義務者からの引渡しに係る軽油の納入（道内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者からの納入に限る。）が行われた場合 その日の属する月の翌月末日

- 2 前項の申請をする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第2号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 前項第1号の場合にあっては、事務所又は事業所の事業開始年月日

オ 前項第2号の場合にあっては、特別徴収義務者として指定された日

カ その他知事が必要と認める事項

- (2) 前項第3号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ 当該納入が行われた日

オ その他知事が必要と認める事項

- 3 知事は、第1項の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

- 4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、第2項各号の事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を知事に申請しなければならない。

- 5 知事は、登録特別徴収義務者からの登録の消除の申請を受理したとき又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当

該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

- 6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が所在しなくなったこと。

(2) 最近の1か年において登録特別徴収義務者からの引渡しに係る軽油の納入が行われなかったこと。

- 7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第61条の11 第61条の5に規定する用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、政令で定めるところによる申請書を知事に提出して免税軽油使用者であることを証する書面（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定により第61条の12第6項に規定する免税証の交付を受けようとする者は、併せて政令で定める届出書の写しを知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあっては、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

- 3 知事は、第1項の申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第61条の5に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

- 4 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者（第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者をいう。以下この節において同じ。）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

- 5 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る機械、車両又は設備の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとする。

- 6 免税軽油使用者証の有効期間は、知事が免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとに、免税軽油使用者証を交付した日から3年を超えない範囲内において定める。
- 7 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 8 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。
- 9 第4項又は前項の場合において、当該免税軽油使用者証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該免税軽油使用者証に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)が当該免税軽油使用者証の交付を受けた者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、第4項又は前項の返納があったものとみなす。

第61条の12 免税軽油使用者証の交付を受けた者が第6項に規定する免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第1項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該免税軽油使用者証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであり、かつ、当該申請書の提出が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われるとき(規則で定める方法による場合に限る。)には、当該免税軽油使用者証の提示を要しない。
- 3 第1項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。
- 4 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者証の交付を受けた

者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証を取りまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとに記名押印した政令で定める明細書を添付しなければならない。

- 5 第2項の規定は、前項後段に規定する手続について準用する。
- 6 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者証の交付を受けた者の引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者に対し、免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)を交付する。
- 7 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。
- 8 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じた場合その他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 9 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の該欄にその販売業者名を記載し記名押印しなければならない。
- 10 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年以内において、知事が免税証に記入した期間とする。
- 11 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税証を知事に返納しなければならない。
- 12 第7項又は前項の場合において、当該免税証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付され

たものであるときは、当該免税証に係る電磁的記録が当該免税軽油使用者証の交付を受けた者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、第7項又は前項の返納があったものとみなす。

（政令で定める届出）

第61条の13 道内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第144条の21第1項ただし書により主たる事務所若しくは事業所所在地の都府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の都府県知事に免税証の交付を申請するときは、政令で定める届出書を知事に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第61条の14 免税軽油使用者証の交付を受けた者で、法第144条の22第1項若しくは第2項、法第144条の25第1項から第3項まで又は法第144条の26の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しないもの以外のものについては、法第144条の27第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、同表の右欄に掲げる期間（以下この項において「報告対象期間」という。）に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに報告対象期間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、報告対象期間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

(1) 免税証の交付を受けた者	当該免税証の有効	当該免税証の有効期間の初日（当
-----------------	----------	-----------------

が当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日までに新たに免税証の交付を申請しない場合であって、当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日の翌日以降において免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の保有をしていないとき。

期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日

該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該免税証の交付を申請した日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日までの期間

(2) 免税証の交付を受けた者が当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日までに新たに免税証の交付を申請しない場合であって、当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日の翌日以降において免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の保有をしているとき。

当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日

当該免税証の有効期間の初日（当該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該免税証の交付を申請した日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日までの期間

当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日から起算して毎6月を経過するごとの日（以下この号において「使用報告期限」という。）。ただし、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日以降、新たに免税証の交付を申請するときは、当該申請をする日

当該使用報告期限の7月前の日の翌日から当該使用報告期限の1月前の日までの期間。ただし、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日以降、新たに免税証の交付を申請するときは、直近の使用報告期限（使用報告期限が到来していない場合は、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日）の属する月の初日から新たに免税証の交付の申請をする日の1月前の日の属する月の末日までの期間

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

新たに免税証の交付を申請する日

当該免税証の有効期間の初日（当該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該申請をした日の属する月の初日）から新たに免税証の交付の申請をする日の1月

		前の日の属する月の末日までの期間
--	--	------------------

2 知事は、やむを得ない理由により、前項に定める報告書の提出の期限までに報告書を提出することができないと認められるとき（第20条の規定により報告書の提出の期限が延長された場合を除く。）は、その期限から1月以内に限り、当該期限を延長することができる。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

第61条の15 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 納期限までに受け取ることができなかった軽油の代金及び軽油引取税額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
- (5) その他参考となる事項

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第61条の16 法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 軽油引取税を受け取ることができなくなった金額の明細及びその事由又は徴収した軽油引取税を失った金額の明細及びその事由
- (3) その他知事が必要と認める事項

（軽油を返還した場合における措置）

第61条の17 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、当該特別徴収義務者

はその引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油が返還された日から1月以内に、第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書面を、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されている場合において当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の金額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとするときは次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (6) 還付を受くべき金額
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の場合において、当該特別徴収義務者は、当該事実を証するに足りる書類を添付しなければならない。

（免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置）

第61条の18 免税取扱特別徴収義務者（法第144条の21第1項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この項において同じ。）は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税額の納入の免除を受けようとする場合又は当該納入に係る軽油引取税額のうち第61条の5に規定する用途（以下この節において「免税用途」という。）の使用に係る軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 免税取扱特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該免税軽油以外の軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

- (4) 当該軽油の引取りを行った免税軽油使用者の住所及び氏名又は名称
- (5) 当該軽油の引取りに係る軽油引取税額及び納入年月日
- (6) 納入の免除を受けようとする軽油引取税額又は還付を受くべき金額
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

（法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認）

第61条の19 免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油の引取りを行ってこれを免税用途に供した場合において法第144条の31第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を証明し知事にその旨を申し出なければならない。

- (1) 第61条の12第1項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号の申請に対し、知事が交付した免税証に記載された軽油の数量
- (3) 当該免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 当該免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 当該軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
- (6) 免税証の交付を申請することができなかった理由
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の申出があった場合において、その申出が適当なものであると認めたときは、当該免税軽油使用者に対し、承認書を交付するものとする。
（軽油引取税の申告納付の手続）

第61条の20 第61条の7ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、法第144条の18に定めるところにより、申告書を知事に提出し、及びその申告した税金をそれぞれ納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

（不足金額等の納入）

第61条の21 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、法第144条の44第4項、法第144条の47第5項又は法第144条の48第4項の規定による軽油引取税に係る更正等の通知書を受領した場合は、当該不足金額及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、納入書又は納付書によって指

定金融機関又は出納員に納入又は納付しなければならない。

（軽油引取税の減免）

第61条の22 知事は、軽油引取税の納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、軽油引取税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 年度、月分及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

第62条中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

第63条第1項第4号中「下肢若しくは体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他規則で定める障害を有する者（以下この号及び第10号並びに第99条の4第1項において「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に、「その者と生計を一にする者（以下この号及び第99条の4第1項において「生計を一にする者」という。）」を「生計を一にする者」に、「身体障害者その他規則で定める者（以下この号及び第99条の4第1項において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に、「身体障害者を介護する者（第99条の4第1項において「介護者」という。）」を「介護者」に改め、同項第6号中「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。第99条の4第1項において同じ。）」を「公的医療機関の開設者」に改め、同項第8号中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者（第99条の4第1項において「届出自動車教習所の設置者等」という。）」を「届出自動車教習所の設置者等」に改め、同条第4項中「北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）」を「情報通信技術利用条例」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第90条から第119条の2まで 削除

附則第5条の4第1項第3号中「、第41条の3の2」を削る。

附則第6条の2中「平成19年度及び平成20年度」を「平成21年度」に、「4,000円」を「3,300円」に改める。

附則第7条の3第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第7条の4第5項中「譲渡」の次に「又は資産の譲渡（当該計画に従って行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従って行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7条の5第2項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第8条の2の次に次の5条を加える。

（自動車取得税の減免）

第8条の2の2 知事は、道の補助を受けて、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下この項及び附則第8条の3第1項において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を経営する者（当該補助の対象となった期間において、その経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者に限る。）が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該自動車の取得に対しては、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号

(3) その他知事が必要と認める事項

（自動車取得税の税率等の特例）

第8条の2の3 自家用の自動車（第47条第1項の自動車をいう。以下この条

において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第50条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第10項に規定する第1種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80

条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第11項に規定する第2種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも

該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、第10項又は第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合

するもの

9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第51条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

10 第1種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

11 第2種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

12 前2項の規定は、第53条又は第54条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第8条の2の4 当分の間、第61条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第8条の2の5 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに

対しては、第61条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第61条の12第6項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において読み替えて準用する第61条の19第1項の規定による知事の承認があった場合若しくは法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による他の都府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第61条の11から第61条の14まで、第61条の18及び第61条の19の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第61条の11第1項中「第61条の5に規定する」とあるのは「附則第8条の2の5第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「課さないこととされる軽油」とあるのは「課さないこととされる軽油（以下この条、第61条の12から第61条の14まで、第61条の18及び第61条の19において「免税軽油」という。）」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「法第144条の21第1項ただし書」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、同条第3項中「第61条の5に規定する」と

あるのは「附則第8条の2の5第1項各号に掲げる」と、第61条の12第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第61条の13中「法第144条の21第1項ただし書」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第61条の14第1項中「法第144条の22第1項若しくは第2項、法第144条の25第1項から第3項まで又は法第144条の26」とあるのは「法附則第12条の2の4第3項の規定により適用する法第144条の22第1項若しくは第2項、法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用する法第144条の25第1項から第3項まで又は法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用する法第144条の26」と、「法第144条の27第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の27第1項」と、第61条の18第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」と、「第61条の5に規定する」とあるのは「附則第8条の2の5第1項各号に掲げる」と、第61条の19の見出し及び同条第1項中「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

3 前2項の場合における第8条、第61条の2、第61条の7、第61条の9、第61条の15及び第61条の20の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項第8号	第3号	第3号（附則第8条の2の5第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第4号	第4号（附則第8条の2の5第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第61条の12第6項	第61条の12第6項（附則第8条の2の5第2項において準用する場合を含む。）

		む。)
第61条の2第1項第3号及び第4号	第61条の5	第61条の5又は附則第8条の2の5第1項
第61条の2第1項第4号	同条	これらの規定
第61条の7	第61条の2	第61条の2（附則第8条の2の5第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第61条の9第3項	又は第61条の5	若しくは第61条の5又は附則第8条の2の5第1項
	第61条の12第6項	第61条の12第6項（附則第8条の2の5第2項において準用する場合を含む。）
第61条の15	法第144条の29第1項	法第144条の29第1項（法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第61条の20	第61条の7ただし書	第61条の7ただし書（附則第8条の2の5第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	法第144条の18	法第144条の18（法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（軽油引取税の税率の特例）

第8条の2の6 平成30年3月31日までに第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第61条の6の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

附則第8条の3第1項中「道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下この項及び附則第9条の2第1項において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め

る。

附則第8条の4第3項中「（昭和54年法律第49号）」を削り、「政令附則第10条の2に規定する」を「総務省令で定める」に改める。

附則第9条の2から第9条の4までを次のように改める。

附則第9条の2から第9条の4まで 削除

附則第9条の5第3項第3号中「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段」に改め、同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第10条第3項第3号中「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第11条第4項第3号中「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段」に改める。

附則第12条第4項第3号中「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段」に改める。

附則第12条の3第2項第3号中「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段」に改める。

（北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の5第3項第3号、附則第10条第3項第3号、附則第11条第4項第3号、附則第12条第4項第3号及び附則第12条の3第2項第3号の改正規定中「附則第5条の4第1項」を「附則第5条の4第1項の規定の」に、「附則第5条の5」を「附則第5条の5の規定の」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改

める。

附則第8項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（新条例附則第12条第4項第2号の規定により読み替えて適用される新条例第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第79号）附則第9条の5第3項第3号、附則第10条第3項第3号、附則第11条第4項第3号、附則第12条第4項第3号及び附則第12条の3第2項第3号の改正規定の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第61条の2第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第61条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

- 5 施行日前に第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）第100第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第101条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第100条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第108条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第61条の10第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第108条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第61条の10第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 8 この条例の施行の際現にされている旧条例第108条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第61条の10第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 9 この条例の施行の際現にされている旧条例第110条第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第61条の5に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては新条例第61条の12第1項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第8条の2の5第1項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第61条の12第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第110条第6項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第61条の5に規定する用途に係る免税証にあっては新条例第61条の12第6項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第8条の2の5第1項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第61条の12第6項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第109条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第61条の5に規定する用途に係る免税軽油使用

者証にあっては新条例第61条の11第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第8条の2の5第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第61条の11第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。 12 北海道核燃料税条例（平成20年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。 第9条中「(9) 道固定資産税」を「(11) 道固定資産税」に、「(10) 核燃料税」を「(12) 核燃料税」に、「(9)の2 核燃料税」を「(11)の2 核燃料税」に改める。	第39条の3の2中「第53条第43項」を「第53条第47項」に改める。 第41条の7中「で、主たる事務所又は事業所が札幌市以外の市町村の区域に所在するもの」を削る。 第49条の7第1項第3号の次に次の1号を加える。 (3)の2 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）又は一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）を設立しようとする者が、当該法人の設立前において、当該法人の設立後は専ら法第73条の4第1項第3号の2に規定する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得 第49条の7第1項第20号中「第3条の3第1項（第2号に係るものに限る。）」を「第3条第11号」に改め、同項第26号及び同条第2項第11号中「第110条第3項」を「第110条第4項」に改める。 第2章第6節を次のように改める。 第6節 自動車取得税 （自動車取得税の修正申告書） 第58条 条例第54条第2項に規定する規則で定める修正申告書は、別記第61号様式の2によるものとする。 （自動車取得税に係る北海道税収入証紙） 第58条の2 第67条から第67条の13まで及び第67条の15の規定は、自動車取得税に係る北海道税収入証紙について準用する。 （自動車取得税の納付の方法） 第58条の3 条例第55条第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合は、別記第14号様式の3の納付書によって納付しなければならない。 （譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等） 第58条の4 条例第57条第1項の規定による自動車取得税の納税義務の免除の決定、同条第5項の規定による還付又は同条第6項の規定による充当は、支庁長が行うものとする。 2 条例第57条第7項に規定する申請書及び申告書は、別記第61号様式の4によるものとする。 3 支庁長は、第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合は、別記第61号様式の5により申請をした者に通知しなければならない。 4 支庁長は、第1項の規定により還付し、又は充当する場合は、別記第6号様式により申請をした者に通知しなければならない。 （自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除） 第58条の5 条例第58条第1項の規定による還付若しくは納付義務の免除の決定又は同条第
規 則	
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第57号 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 目次中「第6節 削除」を「第6節 自動車取得税（第58条－第58条の11）」に、第1 第6節の2 軽油引取税（第59条－第66条の4）」第2 目的税 節 自動車取得税（第71条－第71条の11）を「第3章 削除」に改める。 節 軽油引取税（第72条－第83条）」 第6条の2中「第699条の32及び第700条の49」を「第143条及び第144条の60」に改める。 第14条第1項中「第700条の21第1項」を「第144条の29第1項」に改め、同条第2項中「第699条の14第5項並びに第700条の21第2項」を「第125条第5項並びに第144条の29第2項」に改める。 第14条の2中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に改める。 第14条の3第1項中「第699条の14第5項並びに第700条の21第2項」を「第125条第5項並びに第144条の29第2項」に改める。 第14条の9中「第6条の10第3項」を「第6条の10第4項」に改める。 第15条中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に改める。 第39条の3第1項中「第53条第41項及び第42項」を「第53条第45項及び第46項」に改める。	

2 項の規定による充当は、支庁長が行うものとする。

2 条例第58条第3 項に規定する申請書は、別記第61号様式の 6 によるものとする。

3 前条第3 項の規定は第1 項の規定により納付義務の免除の決定をした場合について、同条第4 項の規定は第1 項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。
（自動車取得税の減免）

第58条の6 条例第59条の規定による自動車取得税の減免の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第59条の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を支庁長に提出しなければならない。

3 支庁長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請をした者に通知しなければならない。

第58条の7 条例第59条第1 項第3 号に規定する規則で定める障害を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別			
視覚障害		一級	二級	三級	四級
聴覚障害		二級	三級		
平衡機能障害		三級	五級		
音声機能障害		三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）			
上肢不自由		一級	二級	三級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級	二級	三級	
	移動機能	一級	二級	三級	四級 五級 六級
心臓機能障害		一級	三級	四級	
じん臓機能障害		一級	三級	四級	
呼吸器機能障害		一級	三級	四級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級	三級	四級	
小腸機能障害		一級	三級	四級	

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級	二級	三級	四級
---------------------	----	----	----	----

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2による重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度				
視覚障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症
上肢不自由	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
聴覚障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症
平衡機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症
音声機能障害	特別項症	第一項症	第二項症（これらの項症のうち、喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）		
心臓機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
じん臓機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
呼吸器機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
小腸機能障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	

- (3) 知的障害者又は精神に障害があると判定された者

2 条例第59条第1 項第3 号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者（前項第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

3 条例第59条第1 項第4 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮
- (3) 生活保護法に規定する救護施設及び医療保護施設
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短

- 期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。）
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター
- (8) 前各号に掲げる施設に類する施設
- 4 条例第59条第1項第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 社団法人北海道肢体不自由児福祉協会
- (2) 財団法人結核予防会
- (3) 財団法人北海道対がん協会
- (4) 社団法人全国保健センター連合会
- (5) 前各号に掲げる者に類する者
- 5 条例第59条第3項に規定する規則で定める書面は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に定める書面とする。

左欄	右欄
下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者及び第1項第1号に掲げる者	身体障害者手帳
第1項第2号に掲げる者	戦傷病者手帳
第1項第3号に掲げる者	療育手帳若しくは知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の交付する判定書若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは精神保健指定医の診断書又はこれらに代わるものと知事が認めるもの

- 第58条の8** 条例第59条第1項第3号の自動車（自家用の自動車に限る。）の取得（同号の自動車の取得として同項の規定の適用を受けて自動車取得税の減免を受けた自動車を所有している場合における自動車の取得を除く。）に対しては、同号の自動車の取得として同項の規定による自動車取得税を減免するものとする。
- 2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車当該自動車の取得の日から1月以内に損壊した場合における当該自動車の取得に対しては、条例第59条第1項第11号の自動車の取得として、同項の規定により自動車取得税を減免するものとする。

- 第58条の9** 条例第59条第1項第9号の自動車の取得として同項の規定により自動車取得税を減免する場合において、当該取得に係る自動車が構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車以外のものであるときにおける減免額は、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者の利用に供するための構造の変更等に要した金額に条例第50条の税率を乗じて得た金額を限度とする。
- 2 条例第59条第1項第10号の自動車の取得として同項の規定により自動車取得税を減免する場合における減免額は、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者が運転するための構造の変更等に要した金額に条例第50条の税率を乗じて得た金額を限度とする。
- （自動車取得税に係る更正等の通知書）
- 第58条の10** 法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正若しくは決定の通知、法第132条第5項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第133条第4項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第62号様式の通知書により行うものとする。
- 2 条例第60条に規定する納付書は、別記第14号様式の3によるものとする。
- （自動車取得税に係る調査の引継ぎ）
- 第58条の11** 支庁長は、自動車取得税に係る調査を要すると認める者の住所又は居所が所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する支庁又は札幌道税務所の長に当該調査を引き継ぐことができる。
- 2 前項の調査の引継ぎを受けた支庁又は札幌道税務所の長は、当該調査を終えたときは、その結果を遅滞なく調査の引継ぎをした支庁長に通知しなければならない。
- 第2章第6節の次に次の1節を加える。

第6節の2 軽油引取税

（免税軽油譲渡の承認）

- 第59条** 法第144条の3第3項の規定による免税軽油譲渡の承認は、支庁長が行うものとする。
- （仮特約業者の指定等）

- 第59条の2** 法第144条の8の3第1項の規定による仮特約業者の指定及び同条第3項の規定による仮特約業者の指定の取消しは、支庁長が行うものとする。
- 2 支庁長は、前項の規定により仮特約業者を指定したときは、別記第62号様式の2の通知書により、当該仮特約業者に通知しなければならない。
- 3 支庁長は、第1項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、別記第62号様式の2の2の通知書により、当該仮特約業者の指定を取り消された者に通知しなければならない。
- （特約業者の指定等）

- 第59条の3** 法第144条の9第1項の規定による特約業者としての指定を受けようとする者

は、第2条の規定にかかわらず、支庁長を経由して、総務省令で定める様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第144条の9第1項の規定により特約業者を指定したときは、別記第62号様式の2の3の通知書により、当該特約業者に通知しなければならない。

3 知事は、法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定により特約業者の指定を取り消したときは、別記第62号様式の2の4の通知書により、当該特約業者の指定を取り消された者に通知しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定）

第60条 条例第61条の8第2項の規定による特別徴収義務者の指定は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、別記第62号様式の3の通知書により、当該特別徴収義務者及び当該特別徴収義務者に係る元売業者又は特約業者に通知しなければならない。

（軽油引取税の保全担保の提供命令等）

第60条の2 法第144条の20の規定による担保の提供命令その他の処分は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の規定により担保の提供を命ずるときは、別記第62号様式の4の軽油引取税保全担保提供命令書を発しなければならない。

3 第15条の2第4項の規定は、第1項の規定により担保を解除する場合について準用する。
（免税軽油の承認）

第61条 条例第61条の9第3項の規定による免税軽油の数量の承認は、支庁長が行うものとする。

（特別徴収義務者の登録等）

第62条 条例第61条の10第3項の規定による特別徴収義務者の登録及び同条第5項又は第6項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除は、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の10第2項に規定する申請書は、別記第63号様式によるものとする。

3 支庁長は、第1項の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第63号様式の2の通知書により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 条例第61条の10第4項の規定による申請は、別記第63号様式の3の申請書により行うものとする。

5 支庁長は、第1項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、別記第63号様式の4の通知書により、当該消除に係る者に通知するものとする。

（特別徴収義務者としての証票の交付）

第62条の2 法第144条の16第1項の証票の交付は、支庁長が行うものとする。

（免税軽油使用者証の交付）

第63条 条例第61条の11第1項から第3項までの規定による免税軽油使用者証の交付、同条第4項の規定による免税軽油使用者証の返納の命令及び同条第7項の規定による免税軽油使用者証の書換えは、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の11第6項の規定による免税軽油使用者証の有効期間は、支庁長が定めるものとする。

（免税証の交付等）

第63条の2 条例第61条の12第6項の規定による免税証の交付及び同条第7項の規定による免税証の返納の命令は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の規定により免税証を交付するときは、免税証の種類、記号番号及び枚数並びに免税軽油の数量を調査の上、別記第64号様式の免税証交付簿の所定事項を記載し、受領印を徴して、処理しなければならない。

3 条例第61条の12第10項の規定による免税証の有効期間の記入は、支庁長が行うものとする。

（免税軽油使用者証及び免税証の返納命令）

第63条の3 支庁長は、第76条第1項の規定により免税軽油使用者証の返納を命ずるとき、又は前条第1項の規定により免税証の返納を命ずるときは、別記第64号様式の2の免税軽油使用者証及び免税証返納命令書により、当該命令書を発した日から10日以内において返納の期限を定めて行わなければならない。

（法第144条の21の通知）

第63条の4 支庁長は、法第144条の21の規定による申請に対して免税証を交付したときは、総務省令で定める様式の通知書を当該都府県知事に送付しなければならない。

（政令で定める届出書の写し）

第63条の5 支庁長は、条例第61条の13の規定による届出書の提出をした者から当該届出書の写しの提出があったときは、これに受付印を押し、当該免税軽油使用者に返付するものとする。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の延長）

第63条の6 条例第61条の14第2項の規定による期限の延長は、支庁長が行うものとする。
（軽油引取税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等）

第64条 法第144条の30の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除の決定は、支庁長が行うものとする。

2 支庁長は、前項の規定により、徴収不能額等の還付若しくは充当をするとき又は納入義務の免除の決定をしたときは、別記第65号様式により申請した者に通知しなければならない。

（軽油を返還した場合における措置）

第64条の2 条例第61条の17の規定による納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽

油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の17第1項に規定する申請書は、別記第66号様式の2の2によるものとする。
(免税軽油以外の軽油を引取後において免税用途に供した場合における措置)

第65条 条例第61条の18の規定による軽油引取税額の納入の免除及び納入に係る軽油引取税額のうち免税用途の使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の18第1項に規定する申請書は、別記第66号様式の2の3によるものとする。
(免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認)

第65条の2 条例第61条の19の規定による免税用途に供した場合の承認は、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の19第1項の申出は、別記第66号様式の2の4の申出書によるものとする。

3 条例第61条の19第2項に規定する承認書は、別記第66号様式の2の4によるものとする。
(製造等の承認等)

第66条 法第144条の32第2項の規定による承認は、支庁長が行うものとする。

2 法第144条の32第1項第3号に係る承認を受けた者は、総務省令で定める自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けようとするときは、別記第66号様式の3の申請書を支庁長に提出しなければならない。

3 総務省令の規定による記載の命令は、支庁長が行うものとする。
(軽油の引取りの報告命令)

第66条の2 総務省令の規定による報告の命令は、支庁長が行うものとする。
(帳簿の記載命令)

第66条の2の2 総務省令の規定による記載の命令は、支庁長が行うものとする。
(軽油引取税に係る更正等の通知書)

第66条の3 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正若しくは決定の通知、法第144条の47第5項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第144条の48第4項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第66号様式の4の通知書により行うものとする。

(軽油引取税の減免)

第66条の4 条例第61条の22の規定による軽油引取税の減免の決定は、支庁長が行うものとする。

2 条例第61条の22の規定による軽油引取税の減免を受けようとする者は、別記第67号様式の申請書を支庁長に提出しなければならない。

3 支庁長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

第67条の16第2項中「別記第58号様式の2の8」を「別記第69号様式」に改める。

第67条の17第2項中「別記第58号様式の3」を「別記第70号様式」に改める。

第67条の18第1項及び第2項を削り、同条第3項中「次に掲げる」を「第58条の7第3項に規定する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第1項とし、同条第4項中「次に掲げる」を「第58条の7第4項に規定する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項中「次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に定める」を「第58条の7第5項に規定する」に改め、同項の表を削り、同項を同条第3項とする。

第67条の20第2項中「別記第59号様式」を「別記第71号様式」に改める。

第68条の2第2項中「別記第58号様式の3」を「別記第70号様式」に改める。

第69条の2第2項中「別記第59号様式の3」を「別記第72号様式」に改める。

第70条中「別記第60号様式」を「別記第73号様式」に、「別記第60号様式の2」を「別記第73号様式の2」に改める。

第70条の2中「別記第60号様式の3」を「別記第73号様式の3」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第71条から第83条まで 削除

附則第19項から第23項までを削る。

附則第24項中「第9条の2」を「第8条の2の2」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第25項中「第9条の2」を「第8条の2の2」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第26項中「第9条の2」を「第8条の2の2」に、「附則別記第5号様式」を「附則別記第4号様式」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第27項を附則第22項とする。

附則第28項中「第9条の2の2第1項」を「第8条の2の3第1項」に、「第71条の9」を「第58条の9」に、「第93条」を「第50条」に、「第9条の2第1項」を「第8条の2の2第1項」に改め、同項を第23項とし、同項の次に次の5項を加える。

24 条例附則第8条の2の3第12項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例附則第8条の2の3第10項又は第11項の規定の適用を受けようとする旨

(2) 自動車の取得価額

(3) 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

(4) 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

(5) 内燃機関の燃料の種類

(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第8号の貨物自動車にあっては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）、変速装置の方式及び構造

25 当該自動車について、条例附則第8条の2の3第12項の規定により、条例第53条若しく

は第54条第1項の規定により提出された申告書又は当該申告書の提出以後に同条第2項の規定により提出された修正申告書に前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第1号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあっては、同項第1号から第5号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第3号から第6号まで（当該自動車が乗用自動車である場合にあっては、同項第3号から第5号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

26 条例附則第8条の3に規定する当該年度の自動車税の賦課期日において地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものは、当該年度の自動車税の賦課期日において、国又は道が地方バス路線維持のため交付する補助金に係るバス路線で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したもの（以下この項において「生活路線」という。）の運行の用に供される一般乗合用のバスとし、当該年度の前年度において国又は道の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下この項において「地方乗合バス事業者」という。）の当該年度の前年度の補助の対象となった期間において生活路線の運行の用に供された一般乗合用のバスの数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となった期間の日数を365（当該年度の前年度の補助の対象となった期間が閏年の前年の10月1日から閏年の9月30日までの間である場合は、366。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）と、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスの総数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となった期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者の同期間における全路線に係る走行キロ数で除して得た数を乗じて得た数に、当該年度の前年度の補助の対象となった期間の日数を365で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）のいずれか小さい方の数に達するまで、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスごとに、当該地方乗合バス事業者の当該年度の4月1日から同月7日までの期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者の同期間における全路線の走行キロ数で除して得た割合（当該得た割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）の高いものから順次支庁長が指定したものとする。

27 条例附則第8条の3の規定による自動車税の減免の決定は、支庁長が行うものとする。

28 条例附則第8条の3第2項の申請書は、附則別記第5号様式によるものとする。

附則第32項及び第33項を削り、附則第31項を附則第33項とする。

附則第30項中「平成21年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第29項中「平成21年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改め、同項を附則第31項とし、附則第28項の次に次の2項を加える。

29 支庁長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

30 条例附則第8条の4第1項又は第3項から第6項までの規定の適用がある場合における第68条の3第1項の規定の適用については、同項中「第64条」とあるのは、「第64条（条例附則第8条の4第1項又は第3項から第6項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。

附則別記第4号様式を削る。

附則別記第5号様式中「（附則第24項関係）」を「（附則第21項関係）」に改め、同様式を附則別記第4号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

附則別記第5号様式（附則第28項関係）

（表）
自 動 車 税 減 免 申 請 書

納 税 者	住所（所在地）									
	氏名（名 称）				（電話番号） — —					
経常損益 の 状 況	経常収益 ①		経常費用 ②		経常損益①－②					
	円		円		円					
減 免 を 受 け よ う と す る バスの数	一般乗合用バスの所有総数						③ 台			
	生活路線に係る走行キロ数						④ km			
	全路線に係る走行キロ数						⑤ km			
	補助対象期間（ . . . ～ . . . ）の日数						⑥ 日			
	減免を受けようとするバスの数③× $\frac{④}{⑤}$ × $\frac{⑥}{365}$						⑦ 台			
減 免 を 受 け よ う と す る	登 録	登 録	乗 車	4 月 1 日 から 4 月 7 日 ま で の 期 間		生活路線 走 行 率 ⑧ ⑨ ⑩	主 な 定 置 場	税 額		
	年月日	番号	定員	生活路線に 係る走行キ ロ 数 ⑧	全路線に係 る走行キ ロ 数 ⑨					
	. .		人	km	km	%		円		

自動車税	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						

上記のとおり、自動車税の減免を受けたいので、申請します。
(根拠法令―道税条例第 条)

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊞

北海道 支庁長 様

注意 この申請書を提出する際には、運輸支局長が発行する「自動車税減免対象バス車両の認定に係る証明書」その他参考となる資料を添付してください。

(裏)

記 載 要 領

1 ①欄及び②欄は、減免を受けようとする年度の前年度において生活交通路線維持費補助金及び準生活交通路線維持費補助金の対象となった期間(以下「補助対象期間」という。)における一般乗合旅客自動車運送事業に係る経常収益及び経常費用をそれぞれ記載すること。

2 ③欄は、減免を受けようとする年度の4月1日現在において所有する一般乗合用のバスの総数を記載すること。

3 ④欄及び⑤欄は、補助対象期間における生活路線(生活交通路線及び準生活交通路線をいう。)及び全路線に係る走行キロ数をそれぞれ記載すること。

当該走行キロ数は、次の算式により算出した系統ごとの走行キロ数の合計キロ数とするものとする。

$$\frac{\text{系統ごとの走行キロ数}}{\text{系統別免許}} \times \frac{\text{当該系統の1日あたり運行回数}}{\text{補助対象期間における運行日数}} \times 2$$

4 ⑥欄は、補助対象期間の日数を記載すること。

5 ⑦欄に1未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

補助対象期間が閏年^{じゅん}の前年の10月1日から閏年^{じゅん}の9月30日までの間である場合においては、⑦の「減免を受けようとするバスの数」の欄中「365」とあるの

は「366」と読み替えるものとする。

6 「減免を受けようとする自動車税」の欄については、⑧欄及び⑨欄は、各車両ごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間における生活路線及び全路線に係る走行キロ数を、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条の乗務記録に基づき、それぞれ記載し、⑩の生活路線走行率の高いものから順次⑦の減免を受けようとするバスの数までのバスについて記載すること。

この場合、⑩欄に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

別記第4号様式の2その4末尾欄外摘要の2の事項中「第700条の21」を「第144条の29」に改める。

別記第4号様式の3中「700条の21Ⅱ」を「144条の29Ⅱ」に改める。

別記第14号様式の3その4からその6までを削る。

別記第14号様式の3その7(表)中「第699条の19又は第699条の20」を「第130条又は第131条」に改め、同様式その7を同様式その4とし、同様式その8(1葉)中「第699条の19又は第699条の20」を「第130条又は第131条」に改め、同様式その8を同様式その5とし、同様式その5の次に次のように加える。

その6 自動車税用(電算処理による場合)

(表)

道税	都道府県コード		
年度		自動車税	領収証書 ㊞
期別			
住所(所在地)及び氏名(名称)		加入者名	
〒		振替口座	
		様	
登録番号	納期限	年	月 日
		左記の金額を領収しました。	

税	額	円
延 滞 金 額		
加算 金額	(過 少) 不申告	
	重	
合 計 額		

領収印

延滞金額は 年 月 日までの計算です。

(納税者保存)

◎裏面も必ずお読みください。

摘要 この様式は、その2の1連及び3連と併せて用いること。
(裏)

納付場所

北海道指定（収納代理）金融機関

北海道収入取扱員

道内郵便局

注 意

- 1 納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

その7 自動車税用（手書きによる場合）

納 付 書
(表)

道税	都道府県コード								
領 収 証 書 ㊦									
納	年度	税コード	期別	振替口座	加入者名	取扱庁	支庁	登録番号	
					税 目	自 動 車 税			
					税 額	円			

税 者 保 存	延滞金額計算内訳			住 所（所在地）	延 滞 金 額	
	日 数	年 率	金 額			
	日	%	円			
				氏 名（名 称） 様	合 計 額	
					納 期 限	
					年 月 日	
	〈納付場所〉北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局				上記の金額を領収しました。 領 収 印	
◎ 裏面も必ずお読みください。						

摘要 この様式は、その 1 の 2 葉及び 4 葉と併せて用いること。

（裏）

注意

- 1 納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。
この場合における年当たりの割合は、^{じゆん} 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

その8 自動車税用（振替による場合）

（1 連）
（表）

振替払込請求書兼受領証 図

口座 記号 番号								払込料金 加入者負担
加入 者名								
金 額	百	十	万	千	百	十	円	
道 税								
住所 (所在地)								

自動車税領収証書

氏名
(名称)様

期 別			
登録番号			
税 額	円		
延滞金額			
納 期 限	年 月 日		
取 扱 庁			

◎裏面も必ずお読みください。(納税者保存)

備 考	日	
	附 印	

(裏)

納付場所

全国ゆうちょ銀行の店舗及び郵便局

注意

- 1 納期限後に納めるときは、税額（その額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(2連)

払込取扱票 図

払込料金
加入者負担

07	小樽																			
口座記号番号												金	千	百	十	万	千	百	十	円
												額								
													備							
加入者名														考						

道 税 住所（所在地）

氏名（名 称）

様

領 収 済 通 知 書	年度		税コード		税目	自動車税				
	登録番号						通番	期割	種別	義務者
	期 別									
	税 額		円		取扱庁					
	延滞金額									
	納 期 限		年 月 日		取りまとめ金融機関 北海道指定金融機関					

上記のとおり領収したので北海道会計管理者（支庁出納員）様
通知します。

日
附
印

別記第49号様式の 5 その 2 を次のように改める。
その 2

異 動 届 出 書

受 付 印		※ 整理（法人）番号			
		※ 連結グループ整理番号			
税 務 署 長 支 庁 長 (札幌道税事務所長) 市 町 村 長 次の事項について異動したので届け出ます。		(ふりがな) 法 人 名	-----		
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒	ビル名等	
		納 税 地	〒	電話（ ） ー	
		(ふりがな) 代 表 者 氏 名	-----		
		代 表 者 住 所	〒	電話（ ） ー	
		送付先・連絡先	〒	ビル名等 電話（ ） ー	
(注) 連結親法人が 連結子法人の異動 を届け出る場合の 連結子法人の状況	(ふりがな) 法 人 名	納 税 地 (本店又は主たる 事務所の所在地)		〒	(局 署) 電話（ ） ー
	(ふりがな) 代 表 者 氏 名	代 表 者 住 所		〒	
異動事項等	異 動 前		異 動 後		異 動 年 月 日
					・ (・ ・)
					・ (・ ・)
					・ (・ ・)
					・ (・ ・)
					・ (・ ・)
所轄税務署	税 務 署		税 務 署		
(注) 事業 年度を変更 した場合	変更後最初の事業年度：(自) 平成 年 月 日 ～ (至) 平成 年 月 日				
(注) 本店 所在地の変 更の場合	「異動前」の本店等は、事務所・事業所として（存続・廃止）する。				
合併等区分		分割 法人 区分	添 付 書 類	1 登記事項証明書 2 定款等の写し 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他（ ）	
合	☐ 適格				
併	☐ 非適格				

備考				
税理士署名押印	㊞	事務所所在地	〒	電話（ ） ー

別記第54号様式（表）中「Ⅰ－４」を削り、同様式（裏）を次のように改める。
（裏）

添付書類

区 分	添 付 書 類
1 住宅が新築された場合	1 取得した土地の売買契約書及び売買代金領収書の写し 2 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類 (1) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） (2) 住宅の表題登記済証の写し (3) 建築基準法に基づく建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し 3 あなたから土地を譲り受けた者が住宅を新築したときは、当該譲受者との間の土地の売買契約書の写し 4 新築した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）又は共同住宅（アパート）の場合は、各階平面図の写し 5 その他支庁長等が指示する書類
2 新築未使用住宅（建売住宅等）を購入した場合	1 取得した土地と住宅の売買契約書及び売買代金領収書の写し 2 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類 (1) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） (2) 住宅の表題登記済証の写し (3) 建築基準法に基づく建築確認申請書、検査済証及び検査済証の写し 3 未使用住宅であることを明らかにする書類（売り主による証明書など） 4 自己の居住を証する書類（住民票、運転免許証の写しなど） ※ 自己居住用で、住宅新築から1年を経過している場合のみ必要 5 購入した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し 6 その他支庁長等が指示する書類
3 既存住宅（中古住宅）を取得した場合	1 取得した土地と住宅の売買契約書の写し及び売買代金領収書の写し 2 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類 (1) 住宅用家屋証明書（新築年月日の記載があるもの） (2) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） 3 一定の耐震基準に適合していることが証明された住宅（住宅を

	取得した日の前2年以内に証明されたものに限る。)を取得した場合は、次のいずれかの書類 (1) 住宅性能評価書の写し (2) 耐震基準適合証明書 4 自己の居住を証する書類(住民票、運転免許証の写しなど) 5 取得した住宅が併用住宅(店舗兼住宅など)の場合は、各階平面図の写し 6 その他支庁長等が指示する書類
--	--

別記第58号様式の2の6、別記第58号様式の2の8及び別記第58号様式の3を削る。

別記第59号様式を次のように改める。

別記第59号様式 削除

別記第59号様式の3を削る。

別記第60号様式を次のように改める。

別記第60号様式 削除

別記第60号様式の2及び別記第60号様式の3を削る。

別記第61号様式の2中「(第16条の4の2、第71条の2関係)」を「(第16条の4の2、第58条関係)」に改める。

別記第61号様式の4及び別記第61号様式の5中「(第71条の5関係)」を「(第58条の4関係)」に改める。

別記第61号様式の6中「(第71条の6関係)」を「(第58条の5関係)」に改める。

別記第62号様式中「(第71条の10関係)」を「(第58条の10関係)」に改める。

別記第62号様式の2及び別記第62号様式の2の2中「(第72条の2関係)」を「(第59条の2関係)」に改める。

別記第62号様式の2の3及び別記第62号様式の2の4中「(第72条の3関係)」を「(第59条の3関係)」に改める。

別記第62号様式の3中「(第73条関係)」を「(第60条関係)」に改める。

別記第62号様式の4中「(第73条の2関係)」を「(第60条の2関係)」に改める。

別記第63号様式から別記第63号様式の4までの規定中「(第75条関係)」を「(第62条関係)」に改める。

別記第64号様式その1中「(第77条関係)」を「(第63条の2関係)」に改める。

別記第64号様式の2中「(第77条の2関係)」を「(第63条の3関係)」に改める。

別記第65号様式中「(第79条の3関係)」を「(第64条関係)」に改める。

別記第66号様式の2の2中「(第80条関係)」を「(第64条の2関係)」に改める。

別記第66号様式の2の3中「(第81条関係)」を「(第65条関係)」に改める。

別記第66号様式の2の4中「(第82条関係)」を「(第65条の2関係)」に改める。

別記第66号様式の3中「(第82条の2関係)」を「(第66条関係)」に改める。

別記第66号様式の4中「(第82条の3関係)」を「(第66条の3関係)」に改め、同様式その1中「第700条の3第3項」を「第144条の2第3項」に、「第700条の3第4項」を「第144条の2第4項」に、「第700条の3第5項」を「第144条の2第5項」に、「第700条の4第1項第1号」を「第144条の3第1項第1号」に、「第700条の4第1項第2号」を「第144条の3第1項第2号」に、「第700条の4第1項第3号」を「第144条の3第1項第3号」に、「第700条の4第1項第4号」を「第144条の3第1項第4号」に、「第700条の3第6項」を「第144条の2第6項」に、「第700条の4第1項第5号」を「第144条の3第1項第5号」に、「第700条の4第1項第6号」を「第144条の3第1項第6号」に改め、同様式その2中「第700条の3」を「第144条の2」に、「第700条の5第1号」を「第144条の5第1号」に、「第700条の5第2号」を「第144条の5第2号」に改める。

別記第67号様式中「(第83条関係)」を「(第66条の4関係)」に改め、同様式の次に次の10様式を加える。

別記第68号様式 (第67条の15関係)



備考 札幌道税事務所にあつては、「支庁」とあるのは「札幌道税事務所」とする。

別記第69号様式 (第67条の16関係)

所有権留保付自動車現況報告書

年 月 日

北海道 支庁長 様

住 所 (所在地)

報告者

氏 名 (名称)



次のとおり報告します。

照会支庁名		照会年月日		報告期限	
買主	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
整理番号		車台番号		デラーコード	
登録番号					
報告事項	買主	現住所（所在地）		（方）	
		フリガナ			
		氏名（名称）		（電話）	
	勤務先	所在地		（電話）	
		名称			
報告事項	報告日現在自動車 を占有している者	住所（所在地）			
		氏名（名称）			
		占有している理由		占有年月日	
	賦払金支払状況等	買主の賦払金の支払銀行等名			
支払状況					
自動車の所有権を買主に移転する旨の通知の有無					
その他参考事項					

注意 報告事項の欄のみ記入してください。

別記第70号様式（第58条の6、第67条の17、第68条の2関係）

その1

（表）

自動車税課税免除
自動車取得税減免
申請書

登 録 番 号				
運 輸	車 種	かな	番 号	

所有者	住所（所在地）					
	氏名（名称）					
使用者	住所（所在地）					
	氏名（名称）					
適用を受けようとする自動車	種 別		用 途		登録（取得） 年 月 日	車 名
	普 通	4 輪 以上	自 家 用 乗 用 トラック バス 特 種 用 途 （	車台番号	型式（年式）	
	小 型	3 輪			定置場（使用の本拠の位置）	
	軽 自 被 けん引	営 業 用				
	自 動 車 税	税 額	円	※免除の始期 年 月 日	※免除額 円	
自動車取得税	取得価額	円	課税標準額 円	税 額 円	※減免額 円	
課税免除（減免）を受けようとする理由						
身体障害者に係る事項	専ら身体障害者のために使用する状況	（参考） ① 週平均運行日数 日のうち身体障害者に係る分 日 ② 週平均走行距離 kmのうち身体障害者に係る分 km				※ 1 通 院 2 通 通 3 通 学 4 生 業 5 そ の 他
		手帳等区分 1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保険 福祉手帳 5 判定書又は診断書	住所		等 級 又 は 程 度	
			級の	特別項症・第 項(款)症	その他	
			氏名		障害名	
	係る事項	自動車運転免許証	住所		種類	
氏名			番号			
身体障害者との続柄			1 本人	2 生計を一にする者	3 介護をする者	免許の取得 年 月 日
旧登録自動車に係る事項		登録番号	運 輸	車 種	かな	番 号
上記のとおり 自動車税の課税免除 自動車取得税の減免 を受けたので、申請します。 年 月 日 （根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条） 申請者 住所（所在地） 氏名（名称） ㊤ 北海道 支庁長 様						

※ 記載事項確認

※ 処 理 欄	自 動 車 税	課 税 区 分	入 力 年 月 日	障 害 区 分 (A～M)	非 免 区 分 コー ド	税 率 コー ド	判定 結果	条例63条 該 当 (項 号) ・ 否
		定期課税 証紙徴収	前 後	.	.			
	自動車 取得税	課 税 区 分	入 力 年 月 日	区 分	非 免 区 分 コー ド		判定 結果	条例59条 該 当 (項 号) ・ 否
		証紙徴収	前 後	.	.			

◎ 裏面の注意事項をお読みください。

(裏)

注意

- 1 身体障害者の課税免除(減免)を受けようとする場合は、この申請書を提出する際に、次の(1)から(5)までのうち該当するもの及び自動車運転免許証を提示してください。
- (1) 身体障害者手帳
(2) 戦傷病者手帳
(3) 療育手帳
(4) 精神障害者保険福祉手帳
(5) 精神障害者等の判定書又は診断書
- 2 「専ら身体障害者のために使用する状況」欄は、身体障害者と生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転する場合又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転する場合に記載してください。
- なお、この場合には、次の書類を添付してください。
- (1) 身体障害者と生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転する場合
ア 住民票等身体障害者と生計を一にすることを証する書類
イ 専ら身体障害者のために使用することを証する書類
- (2) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転する場合
ア 身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書類
イ 身体障害者を介護する者であることを証する書類
ウ 専ら身体障害者のために使用することを証する書類
- 3 「手帳等区分」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 4 「身体障害者に係る事項」の「住所」及び「氏名」欄は、身体障害者手帳又は自動車運転免許証の交付を受けている者と自動車の所有者又は使用者が異なる場合に記載してください。
- 5 「身体障害者との続柄」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 6 自動車税の課税免除又は自動車取得税の減免のいずれか一方に該当する場合は、他の一方を消してください。
- 7 ※印欄は、記載しないください。

その2 (災害による減免の場合)

自 動 車 税
自 動 車 取 得 税 減 免 申 請 書

登録番号

所 有 者	住所(所在地)					
	氏名(名 称)					
使 用 者	住所(所在地)					
	氏名(名 称)					
	種 別	用 途	登録(取得) 年 月 日		車 名	
減免を受けようとする 自動車	普 通 小 型 軽 自 動 車	4 輪以上 3 輪 被けん引	自 家 用 乗 用 車 乗 用 トラック バス 特種用途 ()	車台番号	型式(年式)	
		定置場(使用の本拠の位置)				
	総排気量			cc	最大積載量	
	乗車定員			人	納税義務の消滅年月日及び理由	
	自 動 車 税	修 繕 予 定 年 度	予 定 月 日	予 定 金 額	修理予定工場名	
		税 額	円	円	※減免額	
自 動 車 取 得 税	取 得 価 額	円	課 税 標 準 額	税 額	※減免額	
	円	円	円	円	円	
減免を受けようとする 理由					被災年月日	
					被災場所	
上記のとおり 自動車税の減免を受けたいので、申請します。 自動車取得税						
(根拠法令-地方税法第 条、道税条例第 条)						
年 月 日						
申請者 住 所(所在地) 氏 名(名 称)						
北海道 支庁長 様						

※ 記載事項確認

※ 処 理 欄	自 動 車 税	課 税 区 分	入 力 年 月 日	入 力 区 分	統 計 区 分	税 率 コー ド	判定 結果	条例67条の3 該 当 ・ 否
		定期課税 証紙徴収	前 後	.	.			
	自動車 取得税	課 税 区 分	入 力 年 月 日	区 分	統 計 区 分		判定 結果	条例59条 1 項11号 該 当 ・ 否
		証紙徴収	前 後	.	.			

- 注意 1 この申請書を提出する際には、市町村長、消防署長等の発行する被災証明書等を添付してください。
- 2 自動車税又は自動車取得税のいずれか一方だけが該当する場合は、他の一方を消して使用してください。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。

その 3（商品所有展示自動車の減免の場合）

自 動 車 税 減 免 申 請 書

北海道 支庁長 様										年 月 日		
住 所（所在地） 申請者 氏 名（名 称） 古物商許可番号 第 号										※		
次のとおり、商品として所有し、かつ、展示している自動車に係る 年度分の自動車税の減免を受けたいので申請します。												
(根拠法令―道税条例第 条、道税規則第 条)												
番 号	登 録 番 号					車台番号	登録(取得) 年 月 日	年 税 額	減免を受けようとする 税額	賦課期日後の販売等の状況		※摘 要
	運輸	車種	かな	番 号						年月日	事 由	
								円	円			
参 考 事 項	他に事務所（本・支店等）がある場合は、 その所在市（区）町村名					口座振替による還付を希望する場合						
						金融機関の名称	口座区分	口 座 番 号	口 座 名 義 人			
						本店・支店	普 通 当 座					
※ 記載事項確認												※
※ 処 理 欄	滞 納	納期内納付	滞納処分 2 年経過	罰金刑等 3 年経過	添 付 書 類			判 定 結 果	該当・否	※ 入 力 年 月 日		
	無・有	該当・否	該当・否	該当・否	1 古物商許可証の写し 2 自動車税納税通知書の写し 3 商品中古自動車証明書 4 販売等の証明書							

- 注意 1 北海道税条例第68条及び北海道税条例施行規則第68条の4の要件を確認し、特に次の要件について留意してください。
- (1) 自動車税に係る徴収金について滞納していないこと及び当該年度の自動車税について納期限までに納付していること。
- (2) 道税の滞納処分を受けた場合は、その日から2年を経過していること。
- 2 申請期限は、当該年度の自動車税の納期限前7日までです。

- 3 この申請書には、古物商許可証の写し、自動車税納税通知書の写し及び財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）発行の商品中古自動車証明書を添付してください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。

別記第71号様式（第67条の20関係）

自動車税の売主の第二次納税義務
徴収金納付義務免除申告書

第 二 次 納 税 義 務 者 (売主)	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
納 税 義 務 者（買主）	氏名（名称）		
納付義務を免除されるべき第二次納税義務に係る 徴収金	登録番号	車台番号	
	定置場（使用の本拠の位置）		
	納付納入通知書番号	年度	税額 円
			その他徴収金 円
納税義務を免除されるべき事由			
	自動車の売買代金の額 円	左のうち買主から受け取ることができなくなった額 円	
上記のとおり、自動車の売主の第二次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除事由に該当しますから、関係書類を添付して申告します。（根拠法令―地方税法第 条、道税条例第 条） 年 月 日			
住所（所在地） 申告者			

氏名（名 称） 北海道 支庁長 様	
注意 納付義務を免除されるべき自動車の売主の第二次納税義務に係る徴収金に係る自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である事実並びに自動車の売買代金の全部又は一部を受け取ることができなくなった事実を証明する書類を添付してください。	
別記第72号様式（第69条の2 関係） 鉦 区 税 減 免 申 請 書	
納 税 者	住所（所在地）
	氏名（名称） （電話 番）
道内の主たる事務所又は事業所	住所（所在地）
	名称

減免を受けようとする鉦区税	鉦区の所在地		登録番号
	面 積		鉦物の種類
	年 度	納税通知書番号	税 額
減免を受けようとする理由			
上記のとおり鉦区税の減免を受けたいので、申請します。 年 月 日 住所（所在地） 申請者 氏名（名 称） 北海道 支庁長 様			

別記第73号様式（第70条 関係） 大 規 模 償 却 資 産 指 定 通 知 書		
所 有 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	
償 却 資 産	所 在 地	
	種 類	
上記の償却資産は、道が固定資産税を課すべき大規模償却資産であると認め、その指定をしましたから、通知します。（根拠法令－地方税法742条ⅠⅢ、道税規則70条）		

年 月 日

北海道知事

印

〔所有者の氏名又は名称〕
市 町 村 長 様

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てを
 することができます。

 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立
 てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海
 道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通
 知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日か
 ら起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第73号様式の2（第70条関係）

大 規 模 償 却 資 産 通 知 書

所 有 者	住 所（所在地）			
	氏 名（名 称）			
償 却 資 産	所 在 地			
	種 類	課 税 標 準 額	市町村が課税標準とする額	道が課税標準とすべき額
		円	円	円
	計			
上記の償却資産は、道が固定資産税を課すべき大規模償却資産であると認められますから、通知します。（根拠法令－地方 税法742条Ⅱ、道税規則70条）				
年 月 日				

市町村長		印
北海道知事	様	

別記第73号様式の3（第70条の2 関係）
大規模償却資産価格等決定（修正）通知書

所 有 者	住所（所在地）			
	氏名（名 称）			
償 却 資 産	所 在 地			
	種 類	課税標準額	市町村が課税標準とする額	道が課税標準とする額
		円	円	円
	計			
上記の大規模償却資産に対する 年度分の固定資産税に係る価格等及び課税標準額を決定（修正）しましたから、通知します。（根拠法令－地方税法743条ⅠⅡ、道税規則70条の2） 年 月 日 北海道知事 （ 納税義務者の氏名又は名称 ） 様 市 町 村 長				

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の規則の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

